

処方箋 第40号

処方箋 第40号

3千円の易断が、40万円の祈禱に！

1カ月前に「お悩みのある方、志納金3千円」と地元
の公民館で**易断**が開催されると、**新聞折込広告**が入
っていた。家族関係で悩んでいたので出かけて行
き、鑑定してもらおうと「このままでは災いが起こり、
子供や孫が不幸になる、その災いを免れるには**祈禱
が必要**」と言われるままに、近くの**ATM**で**40万円**
引き出し支払った。後で考えると大金であり、**生活
に困る**ので返してほしい。(80歳代 女性)



<相談の経緯>

クーリング・オフ期間は過ぎていましたが、宗教法人に、相談者は高齢であり、かねてから心配事を抱え、不意に不安な話をされ正常な判断ができなかったこと、また、現実問題として大金を支払ったため生活が困窮していることを説明し、粘り強く交渉をしました。結果、契約について相談者の理解が不十分だったとして、40万円全額が返金されました。

易断後の祈禱は、その場で突然勧められることから、**特定商取引法の規制**を受け、**クーリング・オフの対象**となり、**勧誘に関する厳しい規制**を受けます。しかし宗教法人によっては「契約という概念に当てはまらないから返金しない」と反論されるケースもあります。

易鑑定後の高額な祈禱についての法的解釈

- ① 平成20年3月26日経済産業省が宗教法人に対し初めての行政処分
困惑させる勧誘等が特定商取引法の違反行為と認定し、3ヶ月の業務停止命令
- ② 平成20年6月5日大阪高裁判決
相手方(70歳代女性)の不安に乗じ、ことさら恐怖心をあおり、祈禱と称し過大な金員(200万円)が支払わせたことは違法であるとして祈禱料の返金を命じた。

*①②とも今回の事例の団体とは異なります



不安・恐怖心をあおる勧誘に要注意！

ご相談は…
まずは
お電話！！

ホットちゃん



しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん
但馬消費生活センター
相談電話:0796-23-0999
たじま消費者ホットライン
相談電話:0796-23-1999